

2022 北のいずみ



10月ニュース

発行・神戸北民商 10月23日号

無料法律相談は

11月17日(金曜日)

午後2時です。

インボイスが、心配…と入会

10月に入って、『インボイスの登録に関して、わからないので、民商に来た。』と3名の入会者を迎えています。事務所には10月からのインボイス登録に関する問い合わせで、変化が続いています。インボイスがスタートしてから景気が落ち込んでいると指摘する建築関係の会員さんも。

問い合わせの事例

- ① インボイスとっていないと『領収書』の発行ができない。
- ② 客から『消費税納める気がないな』と言われた。
- ③ 登録番号ないと、請求書 出せないといわれた。
- ④ 飲食店で、領収書を書けなくなっている。
- ⑤ 登録していないため。消費税を渡せない・値引きを言われた。
- ⑥ 登録していないと、仕事を回せないといわれた。



いずれも、間違いです。登録していなくても『領収書』は発行できますし、仕入れの80%は消費税払った特例使えることが、理解されていないようです。

ちなみに、1万円以下の取引は、インボイス番号不必要です。

集まって、話し合い『インボイスの新しい情報をゲット』しましょう。支部の集まりも続いています。参加し、共に闘いましょう。

学びを力に、2023・秋の運動を

推進しましょう。インボイスの

ことで、悩み・困っていること

あれば、お電話ください。

